

# 警戒区域

## 【火災警戒区域】

- ・時期－火災発生以前
- ・要件－ガス、火薬または危険物の漏えい等により火災が発生する恐れが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば、人命または財産に著しい被害を与える恐れがあると認められる場合
- ・命令権者－消防長・消防署長・委任を受けた消防吏員・団員・条件付きで警察署長
- ・命令内容－火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、または総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去、出入り禁止・制限をすることができる。  
(総務省令で定める者)
  - ①火災警戒区域内にある消防対象物または船舶の関係者
  - ②事故が発生した消防対象物または船舶の勤務者で、当該事故に係る応急作業に関係があるもの
  - ③電気、ガス、水道等の業務に従事する者で、当該事故に係る応急作業に関係があるもの
  - ④医師、看護師等で、救護に従事しようとする者
  - ⑤法令の定めるところにより、消火、救護、応援作業等の業務に従事する者
  - ⑥消防長または消防署長が特に必要と認める者
- ・消防長または消防署長は必要がある場合には、①②③④⑥に対して火災警戒区域からの退去、出入り禁止・制限を命じることができる。

## 【消防警戒区域】

- ・時期－火災発生以後
- ・要件－火災の現場
- ・命令権者－消防吏員・消防団員・条件付きで警察官も設定できる。
- ・命令内容－消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去、出入り禁止・制限をすることができる。

(総務省令で定める者)

- ①消防警戒区域内にある消防対象物または船舶の関係者、住居者およびその親族で、これらに対して救援をしようとする者
  - ②消防警戒区域内にある消防対象物または船舶の勤務者
  - ③電気、ガス、水道、通信、交通等の業務に従事する者で、消防作業に関係があるもの
  - ④医師、看護師等で、救護に従事しようとする者
  - ⑤法令の定めるところにより、消火、救護等の業務に従事する者
  - ⑥報道に関する業務に従事する者
  - ⑦消防長または消防署長があらかじめ発行する立入許可の証票を有する者
- ・消防吏員または消防団員は必要がある場合には、①②⑥⑦に対して出入りの禁止、制限を、又、現場の状況が著しく危険な場合には、①②に対して退去を命じることができる。